

令和元年度

第5回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

## 大多喜町農業委員会総会議事録

令和元年8月6日、大多喜町農業委員会会长 押元康郎は、令和元年度第5回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

### <会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

### <報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について  
報告第2号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第3号 利用権の中途解約に係る通知について  
報告第4号 令和元年田畠売買価格等に関する調査について

### <出席委員> ( 10名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番委員：加曾利益弘 | 2番委員：佐川順一郎 |
| 3番委員：森 紀久嗣 | 4番委員：鈴木孝一  |
| 5番委員：渡辺忠洋  | 6番委員：吉野公博  |
| 7番委員：浅野幸男  | 8番委員：山口 豊  |
| 9番委員：矢代とみ江 | 10番委員：押元康郎 |

### <欠席委員>

なし

### <出席職員>

事務局長 西川栄一 事務局 鈴木武彦 加曾利英男

## 開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（西川）

本日はお忙しいところ、ご出席を頂きありがとうございます。  
ただいまから令和元年度第5回大多喜町農業委員会総会を開催します。

本日は10名全員の出席を頂いておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立いたします。

それでは大多喜町農業委員会会議規則第8条の規定により、押元会長に議長をお願いします。

（押元会長あいさつ）

議長（押元会長）

議事日程3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は4番の鈴木委員、5番の渡辺委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程4の議件に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局（加曾利）

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和元年8月6日提出 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

申請案件が2件ありますので、一括して説明させていただいた後に現地調査の報告をお願いします。

番号10 所在・地番 弥喜用地先、地目 田、地積2,052m<sup>2</sup>、権利者 大多喜町○○○○ ○○○○、義務者 大多喜町○○○○ ○○○○、事由 譲受人 自作地の近くなので譲り受けたい。譲渡人 管理が困難であるので譲り渡したい。 権利内容 贈与による所有権移転です。

この土地に関しましては、これまで他の方に貸しておりましたが、借りていた方も耕作できないので契約を中途解約し、このほど権利者の○○○○氏へ贈与したいとのことです。

なお、従前の契約の中途解約につきましては、中途解約の通知

がされていますので、報告事項の中で報告させていただきます。

番号11、所在・地番 小土呂地先、地目 田、地積1,809m<sup>2</sup>、権利者 東京都○○○○ ○○○○、義務者 大多喜町○○○○ ○○○○、事由 譲受人 申請地を買い受け、ハウス栽培によりトマト等を作付けしたい。譲渡人 叔父に管理を頼んでいたが高齢のため管理できないので売り渡したい。権利内容 売買による所有権移転です。

権利者の○○氏ですが、現在農業関係の会社の代表者をしており、農業の経験はあるということでございます。本日、権利者の○○氏が代表者をしている会社のホームページの写しを配布させていただきましたが、農場は主に三重県のようでございます。

この申請ですが、申請地の隣接に住居がありますので、これも一緒に買い受け、ハウス栽培によりトマト等を作付けしたいとのことです。大多喜に住むかどうかうかがったところ、住居もあるのでこちらで生活し、必要があれば住民登録もするとのことでした。そうした場合、会社の代表になっているので不都合があるのでないかとお聞きしましたところ、「年齢も60歳近くになってきており、(現在58歳ですが、)やとわれ社長なのでいつ辞めてもいい。」というような話をされておりました。

売買価格ですが、申請地のほか、宅地1筆と住居を入れて480万円位で話を進めているとのことでした。売買による所有権移転です。

なお、3条申請の各権利者の権利取得後の農業経営の実態は4ページに記載してあるとおりです。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。番号10について、4番の鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。

鈴木委員（4番）

現場は西小学校の前の農免道路を平沢の方に向かってもらい、君塚医院の入口の先を下りて旧道を左に入り、踏切を渡ってUターンするように行くと左側に権利者の○○さんの自宅があります。7月29日に立ち会って確認しました。○○さんの自宅から500メートル位中に入ると道路の右側に申請地があります。10年以上水田として使用していないとのことですがきれいに草が刈られ管理されていました。

用水ポンプが故障し、それを直せば田んぼができるということでした。現場はきれいになっていました。以上です。

議長（押元会長） 鈴木委員の報告が終わりましたが、番号10について質問のある方は発言願います。

吉野委員（6番） 田んぼにするにはポンプを直さなければいけないということか。

鈴木委員（4番） ポンプを直して田んぼにしたいということでした。

議長（押元会長） 他に質問のある方はお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長） 質問がないようですので番号10については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長） 異議なしと認め番号10について、許可することと決定します。

続きまして番号11については、7番委員の浅野委員が現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いします。

浅野委員（7番） 場所は、小土呂の市部の大多喜町と長南町の分かれがありますが、その1軒手前を左に上がっていきます。そこに神社があり、その脇で、確かにこの間まで何か作っていた様子がありました。

問題はないと思うが、入口が少し狭いかなという感じです。  
以上です。

議長（押元会長） 鈴木委員の報告が終わりましたが、番号11について質問のある方は発言願います。

浅野委員（7番） 追加で説明します、住めるような家があることはあるんです。そこで作業して休んだり、寝られるかなという小屋があるんです。私もこんなところがあるのか、と初めて知った次第です。

議長（押元会長） ご質問ございませんか。

質問・意見等なし

議長(押元会長)

質問がないようですので番号11については、許可することとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長(押元会長)

異議なしと認め番号11について、許可することと決定します。

議案第1号は以上でございます。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明願います。

事務局(加曾利)

5ページをお開きください。議案説明の前に訂正を1箇所お願いします。番号20の一番右、事由の欄の一番下、「転用を伴う所有権設定」となっていますが「転用を伴う所有権移転」に訂正願います。

それでは説明させていただきます。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転等の許可申請があったので、その可否について、意見を求める。令和元年8月6日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号19、所在・地番 堀之内地先他1筆、地目 畑、地積合計934m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域外、権利者 千葉市○○○○○○○○、義務者 茂原市○○○○○○○○、事由

申請地の隣接地に建っている古民家及び蔵を再利用し古民家カフェを行うことを計画しており、申請地を買い受け利用客及びスタッフ等の駐車場に転用したいとのことで、転用を伴う所有権移転です。

申請地周辺の宅地や山林は、権利者の○○氏が既に購入されており、今回農地2筆について駐車場として使用するため購入したいということで、資金計画ですが、土地代金が1,000千円、整地費が500千円、合計1,500千円で自己資金で賄う計画で、関係書類が提出されております。

次に番号20と21は同一の事業計画です。番号20 所在・地番 田丁地先、地目 田、地積1,155m<sup>2</sup>のうち163.43m<sup>2</sup>、農地種別 ほ場整備地区のため1種と判断しました。農用

地区域外、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地近くにある権利者が所有する土地に広域型養護老人ホームの建設を計画しており、道路幅員を6mにする必要があるため、申請地を買い受け道路として使用したいとのことで、転用を伴う所有権移転です。

次に番号21、所在・地番 田丁地先、地目 田、地積809m<sup>2</sup>のうち50.94m<sup>2</sup>、農地種別 ほ場整備地区のため1種と判断しました。農用地区域外、権利者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇持分2分の1、千葉市〇〇〇〇 〇〇〇〇持分2分の1 事由 申請地近くにある権利者が所有する土地に広域型養護老人ホームの建設を計画しており、道路幅員を6mにする必要があるため、申請地を借り受け道路として使用したいとのことで、転用を伴う賃借権設定です。

番号20と番号21は同一の事業計画で、権利者が所有している土地へ入るために道路幅員を広げるための申請で、それぞれの申請地は隣接した一連の土地でございます。申請地の脇に用水路がありまして、計画ではこの用水路の脇に沿って道路を広げることになりますが、これにより用水路が道路の中央付近になってしまいしますので、用水路のU字溝を蓋付きで強固なものに布設替える計画です。

この用水路は町の所有になり、工事する場合には町の許可が必要になりますので、町に許可申請がされております。

資金計画は土地代金が500千円、道路の拡張工事が1,782千円、合計2,282千円で、全額自己資金で賄う計画で関係書類が提出されております。

なお、番号20は売買による所有権移転、番号21は売買ではなく、賃借権設定で賃借料は年間60千円とのことでございます。

次に番号22、23、24は同一の事業計画でございます。

番号22、所在・地番 泉水地先、地目 畑、地積567m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域外、権利者 東京都〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由 申請地を買い受け太陽光発電施設を設置したいとのことで、転用を伴う所有権移転です。

番号23、所在・地番 泉水地先、地目 畑、地積528m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域外、権利者 東京都〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由

申請地を買い受け太陽光発電施設を設置したいとのことで、転用を伴う所有権移転です。

番号24、所在・地番 泉水地先、地目 畑、地積608m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域外、権利者 東京都○○○○ 株式会社○○○○○、義務者 大多喜町○○○○ ○○○○、事由

申請地を買い受け太陽光発電施設を設置したいとのことで、転用を伴う所有権移転です。

番号22、23、24は同一の事業計画でいずれも申請地を買い受け太陽光発電施設を設置するもので、それぞれの申請地も隣接した一連の土地でございます。

資金計画は土地代金が総額で約1,548千円、3筆とも坪3,000円換算です。建設費が25,099千円、合計26,647千円で、全額自己資金で賄う計画で、関係書類が提出されております。売電価格は税抜きで18円です。

次に番号25、所在・地番 下大多喜地先他5筆、地目 田及び畠、地積合計2,861m<sup>2</sup>、農地種別 1種、農用地区域外、権利者 大多喜町○○○○ ○○○○○株式会社、義務者 大多喜町○○○○ ○○○○、事由 事業拡張に伴い現在使用している倉庫、資材置場が手狭になったので、工場に近い申請地を買い受け、倉庫を建設するとともに、資材置場及び鋼材保管場所等として使用したいということで、転用を伴う所有権移転でございます。

申請者の○○○○○株式会社は、主に塗装工場に設置するダクトやこれに付帯する設備の製作据付工事を行っており、下大多喜に加工場と倉庫があり、会社の所在は下大多喜でございます。

申請書に添付されている事業経歴書によりますと千葉県内はもちろんですが、神奈川県や茨城県などの工場で設備工事を行っているということで、事業の拡張に伴い倉庫や資材置場が不足しているため現在の加工場に近い申請地を買い受け、倉庫、資材置場等に使用したいとの申請でございます。

なお、写真にもありますが、加工場ではダクトなどの製作を行っており、これらを保管する場合は積み重ねができないため、どうしても広い保管場所が必要になるとのことでした。

資金計画ですが土地代金が3,500千円、整地費が2,652千円、建設費が28,374千円、合計34,526千円で全額自己資金で賄うということで関係書類が提出されています。

次に番号26、所在・地番 横山地先、地目 畑、地積1,625m<sup>2</sup>、農地種別 2種、農用地区域外、権利者 神奈川県○○

〇〇 〇〇〇〇、義務者 大多喜町〇〇〇〇 〇〇〇〇、事由資産形成をしていく中で様々な投資対象を検討した結果、リスクや環境への影響面と利回りを検討して太陽光発電事業に投資することとし、申請地を借り受け太陽光発電施設を設置したいということで、転用を伴う賃借権設定でございます。

土地の賃借料は年額100千円、建設費は22,600千円、合計22,700千円で主に借入金で賄うとの申請です。また、周辺にはフェンスを設置する計画になっています。売電価格は税抜きで18円です。以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ひとつずつ進めていきたいと思います。番号19につきましては6番委員の吉野委員に現地調査をしていただきましたので報告をお願いします。

吉野委員（6番）

7月29日の夕方、事務局2人とともに現地調査をしてきました。現地は国道297号を勝浦方向に向かっていただいて堀之内の酒井さんの直売所の一つ先を左に入っていったところです。

写真に「根っこ」が写っていますが、 Yunbo が置いてあり、自分が従業員かわかりませんが、抜根とか作業をしているようでした。

場所的には589-2は1、2mほど上がっているので駐車にするのは少し大変かなと思いましたが、596-2については、駐車場にするのは容易ではないかなと思いました。

隣接地も588-2は畠になっていますが現況は整備されていない竹山になっていて、そういう土地もありますが駐車場にするには何の問題もないと私には見受けられました。以上です。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方はお願いします。

佐川委員（2番）

古民家カフェを作るということで、地域の活性化にも良いと思うが、権利者の〇〇さんという方はどうゆう方でしょうか。

事務局（加曾利）

〇〇さんですが、既に1年以上前から計画をしていまして、この土地は農業振興地域の農用地区域になっておりまして、去年の8月前に農用地区域の除外の申請をして、それがようやく何日か前に除外になったということで、急に思いついたわけではなく、1年以上前から計画してきた方です。年齢は38歳で自営業とい

うことで、本人からの聞き取りによりますと「千葉の方で食料品の関係の仕事をしています」ということでした。

申請地の隣接に古民家と蔵が建っていますが、既に改修をはじめています。ただ、実際にご自分は経営者側的な方だと思うので、ここに来てコーヒーを入れるようなことはしないと思います。以上本人からの聞き取りでございます。

議長（押元会長）

他に質問ある方お願いします。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問がないようですので番号19については、許可相当することとしてよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

番号19については異議ないものと認め、許可相当とすることに決定します。

押元委員（10番）

続きまして、番号20、21については私が調査したのでご報告申し上げます。

7月29日に事務局2名と私の3名で現地調査しました。場所は練習所のところから葬祭場の方に入っていって、最初の十字路を左に曲がりまして300mほど行きますと左側に田丁の町営住宅がありまして、その右側です。町道からは1.5mほど下がっていますが、脇に農道がありそこからはそれほど下がっていません。

道路を右に曲がって最初の田は耕作しており、次の田は耕作しておりませんで、草が生えております。道路を拡張するということで周辺への影響はないと思います。以上ご報告申し上げます。

議長（押元会長）

質問のある方はお願いします。

加曾利委員（2番）

老人ホームはどこに作るのか。

事務局（加曾利）

（委員に配布してある図面により、計画地の場所を説明する。）

建設計画はあくまでも予定で、○○○○株式会社の土地があるので、そこに作りたい、ただ道路の幅が6mないと県の補助を受

けられないということで、現在ある農道の幅を6mに拡幅する、そのために土地を潰して道路にしたいという申請です。ただこの間に水路があるので水路を渡る橋を作らなければいけないが、このためには町の許可が必要で、橋なので申請に時間がかかるという感じです。

吉野委員（6番）

この場所は結構低いですね。台風が来るといつも水につかりますね。

森委員（3番）

（広域型養護老人ホーム建設の）申請をしたというだけで、許可がおりたというわけではないですね。

事務局（西川局長）

町のほうで広域型養護老人ホームの建設を公募しておりまして、その公募の事業に手を挙げているということで、採用になれば県に申請する形になると思います。そうゆう事業計画を予定しているということです。

議長（押元会長）

他に質問ございませんか。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問がないようですので番号20、番号21については、許可相当とすることとしてよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

番号20、番号21については異議ないと認め、許可相当とすることに決定します。

押元委員（10番）

続きまして、番号22、23、24については私が現地担当で、事業計画が一体なので一括して報告します。

現地は練習所のところから入って、火葬場に行く道の最初の十字路を右に入り、泉水の青年館に至る道路を行き、小高ファームのビニルハウスの手前に、右側に田んぼが1枚だけあるんですが、その脇に入ったところで、地目は畑ですが20年先耕作しておらず、山状態になっています。杉の40、50年生が生えていて、現地に行ったときは大きな杉の木が2本切られました。現状は畑ではない状況で、周辺に影響を及ぼすことはなさそうです

す。皆さんで審議をお願いします。

議長（押元会長）

質問がある方はお願いします。

吉野委員（6番）

杉の木が生えていたということは、畑として使用していなかつたということですか。

押元委員（10番）

今の先代の人が畑を作ったということです。

議長（押元会長）

他にご質問のある方はお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質問がないようですので番号22、番号23、番号24については、許可相当とすることとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号22、番号23、番号24については、許可相当とすることに決定します。

続きまして、番号25については9番の矢代委員が現地調査をしてくださいましたので、現地調査の報告をお願いします。

矢代委員（9番）

7月29日の午前中、申請者代理人の〇〇さんと事務局2名、私の4名で現地調査を行いました。場所は下大多喜区、県道大多喜・一宮線の大多喜カントリー入口を右折して、町道台・高谷線を約200mほど進んだ左側になります。申請地の現状は保全管理されているところと多少雑木が生い茂っているところがあります。

事業拡張のために製品の保管用倉庫、廃材などの置場、鋼材の保管場所、大型トラックの待機場所、プレハブ事務所をつくるということで、トイレについては費用もかかるので仮設で対処するとのことです。〇〇〇〇〇株式会社は10年以上高谷区に工場があり、申請地とは直線で600m位の距離です。まじめに仕事をされており、悪い話は聞いていません。北側は山林です。隣接は〇〇〇〇さんの車置場になっていますが、日照の影響もなく、距離も十分あり問題はないと思われます。車置場が隣接になっておりますがこの間に細めの水路があって、1m位高くなっています。

す。埋立てではなく、整地のみだそうで問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方はお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質門がないようですので番号25については、許可相当とすることとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号25については、許可相当とすることに決定します。

続きまして、番号26については7番の浅野委員が現地調査をしてくださいましたので、現地調査の報告をお願いします。

浅野委員（7番）

30日の日に事務局と2人で行つきました。場所はこの前申請があって、既に完成している297号沿いの羽黒坂のところを入っていくと民家の脇に空地があってそこに作る予定らしいですが、周りも畠と言えば畠、雑種地と言えば雑種地で家の前なんですね。周りはみんな民家なので問題はないと思います。

議長（押元会長）

現地調査の報告が終わりました。質問のある方はお願いします。

渡辺委員（5番）

隣接者は4人いますが反対などはないですね。

浅野委員（7番）

○○○○さんに同意を取つてあるそうです。

議長（押元会長）

他に質問はございませんか。

———— 質問・意見等なし ————

議長（押元会長）

質門がないようですので番号26については、許可相当とすることとして異議ございませんでしょうか。

異議なしの声あり

議長（押元会長）

異議なしと認め番号26については、許可相当とすることに決定します。

議案第2号は以上でございます。

続きまして、報告事項を事務局からお願ひします。

事務局（加曾利）

9ページをお開きください。  
報告第1号。農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。令和元年8月6日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号12、所在・地番 笛倉地先外21筆、地目 畑及び田、地積合計12, 205m<sup>2</sup>、登記原因・権利取得日 相続 令和元年5月25日、権利者 大多喜町○○○○ ○○○○。

番号13、所在・地番 田代地先外15筆、地目 田及び畠、地積合計9, 351. 25m<sup>2</sup>、登記原因・権利取得日 相続 令和元年7月1日、権利者 大多喜町○○○○ ○○○○。

番号14、所在・地番 市川地先外4筆、地目 畑、地積合計806. 3m<sup>2</sup>、登記原因・権利取得日 相続 令和元年7月3日、権利者 大多喜町○○○○ ○○○○。

番号15、所在・地番 小田代地先外9筆、地目 畑及び田、地積合計3, 585m<sup>2</sup>、登記原因・権利取得日 相続 令和元年7月4日、権利者 大多喜町○○○○ ○○○○。

番号16、所在・地番 船子地先外10筆、地目 畑及び田、地積合計7, 999. 3m<sup>2</sup>、登記原因・権利取得日 相続 令和元年7月16日、権利者 埼玉県○○○○ ○○○○。

次に報告第2号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和元年8月6日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

番号6 所在・地番 猿稻地先他1筆、地目 畑、地積合計1, 706m<sup>2</sup>、変更登記地目 山林、登記原因・日付 平成年月日不詳、内容として本件土地は昭和56年ごろから耕作されておらず、形質変更は行われていないものの真竹が密生し、人が出入りするにも支障になるような状況で、現況は耕作道もない。

このような状況から再び農地として回復するのは極めて困難と判断して非農地として回答しました。土地所有者は大多喜町○

〇〇〇 〇〇〇〇。

番号7 所在・地番 下大多喜地先、地目 畑、地積合計1,300m<sup>2</sup>、変更登記地目 雜種地、登記原因・日付 年月日不詳、

内容としては、本件土地のうち3241番1は杉が植えられているほか雑木が生えており、杉の生育状況から40年程度経過していると思われる。

また、3241番5及び3241番6は、一部が隣接地に建てられている住宅への車両の通路として使用されており、他は更地となっている。この土地は、形質変更は行われていないものの、10年ほど前に庭として使用するため碎石を15cmほどの厚さで敷均しており、再び農地として回復するのは極めて困難なことから非農地と回答しました。土地所有者は大多喜町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

番号8 所在・地番 八声地先、地目 田、地積700m<sup>2</sup>、変更登記地目 山林、登記原因・日付 昭和年月日不詳、内容として、本件土地はかなり以前から耕作されておらず、孟宗竹が生えており、現状では耕作道もなく周囲もすべて山林となっている。

のことから本件土地については再び農地として回復することが極めて困難な土地であると判断して非農地として回答しました。土地所有者は大多喜町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

この土地は、今年の2月5日開催の総会で、地籍調査に係る農地の地目認定に関する議案の中で、山林と回答することについて同意することとしている土地でございます。

次に報告第3号。利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による中途解約に係る通知があったので報告する。令和元年8月6日 大多喜町農業委員会会长 押元康郎。

所在・地番 弥喜用地先、地目 田、地積2,052m<sup>2</sup>、貸付人大多喜町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、借受人 大多喜町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、契約を存続できない事由として労働力不足で耕作できないためということでございます。

これは先ほどの3条の番号10の所有権移転に係る土地の利用権の中途解約でございます。

続きまして報告第4号。令和元年田畠売買価格等に関する調査について。

令和元年田畠売買価格等に関する調査について、調査を実施したので報告する。令和元年8月6日 大多喜町農業委員会会长

事務局（鈴木係長）

押元康郎。

大多喜町田畠売買価格等に関する調査については別添のとおりです。次の18ページになります。こちらにつきましては、農業政策の基幹資料となるもので、昭和31年から実施しているもので、上の表が旧5ヶ町村ごとの耕作目的別売買価格10アール当たり、下が用途別の農地転用売買価格で1坪当たりです。旧5ヶ町村ごとに田、畠別に記載しております。こちらにつきましては県農業会議に本内容で回答しております。詳細につきましてはご覧の数字になりますのでご確認いただければと思います。

議長（押元会長）

以上、報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。他には特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会させていただきます。

閉　　会（午後3時27分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 8月 6日

議長 押元 康郎

署名委員 金谷 まさ一

署名委員 渡辺忠洋